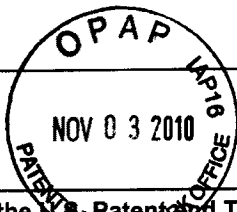


11-3-10



RECOF

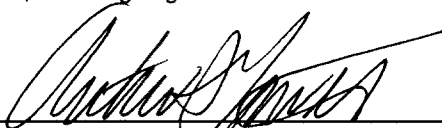
11-05-2010



U.S. Department of Commerce
Patent and Trademark Office
Attorney Docket No. 06082.0001 &
06082.0004

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office
Please record the attached original documents and copy into the file.
103610823

Stop Assignment Recordation Services

1. Name of conveying party(ies): UNICHARM PETCARE CORPORATION		2. Name and address of receiving party(ies). Name: UNI-CHARM CORPORATION	
Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No		Internal Address:	
3 Nature of conveyance.		Street Address: 182 SHIMOBUN, KINSEI-CHO,	
☐ Assignment	☒ Merger with partial verified English translation	City: SHIKOKUCHUO-SHI, EHIME	
☐ Security Agreement	☐ Change of Name	Country: JAPAN	Zip Code:
☐ Joint Research Agreement	☐ Government Interest Assignment	Additional name(s) & Address(es) attached? ☐ Yes ☒ No	
☐ Executive Order 9494, Confirmatory License	☐ Other:		
Execution Date: SEPTEMBER 1, 2010			
4. Application number(s) or patent number(s): If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application: A. Patent Application Number(s): B. Patent Number(s): 5,664,523 & 5,724,915 Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No			
5 Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:		6. Total number of applications and patents involved TWO	
Name. ARTHUR S. GARRETT, ESQ. (202) 408-4091		7 Total fee (37 CFR 1.21(h) and 3.41): \$80	
Internal Address: FINNEGAN, HENDERSON, FARABOW, GARRETT & DUNNER, L.L.P.		☒ Enclosed (Please charge deficiency or credit overpayment to deposit account 06-0916)	
Street Address: 901 NEW YORK AVENUE, N.W.		☐ Authorized to be charged to deposit account	
City. WASHINGTON, D.C.			
State: Zip: 20001-4413		8. Deposit Account No.: 06-0916	
9. Statement and signature. To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and I am the owner of the original document. Signed:  ARTHUR S. GARRETT REG. NO. 20,338 Total number of pages including cover sheet, attachments and documents: 18 NOV 03 2010 01 FC:8021 80.00 OP NOVEMBER 3, 2010 Date			

6/2007

PATENT
REEL: 025302 FRAME: 0043



CERTIFICATION OF TRANSLATION

I, Ayako SATO, a citizen of Japan, c/o Shobayashi International Patent & Trademark Office 3F Takase Building, 1-25-8 Higashi Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo 170-0013, JAPAN, hereby solemnly and sincerely declare:

That I am well acquainted with the Japanese language and English language; and

That I translated the attached Certificate of Total Historical Records from Japanese to English; and the attached Partial Translation of the Certificate of Total Historical Records is a true and correct translation of the document attached thereto to the best of my knowledge and belief.

This 5th day of October, 2010

A handwritten signature in cursive script that reads "A Sato".

Ayako SATO

Certificate of Total Historical Records

182 Shimobun, Kinsei-cho, Shikokuchuo-shi, Ehime
 Uni-Charm Corporation
 Company Registration No. 5022-01-000748

Business name	Uni-Charm Corporation	
Headquarters	<u>182 Shimobun, Kinsei-cho, Kawanoe-shi, Ehime</u>	
	182 Shimobun, Kinsei-cho Shikokuchuo-shi, Ehime	Changed on April 1, 2004
Method of announcement	Made by electronic announcement. http://www.unicharm.co.jp/ir/ In the event that an accident or any other unavoidable occurrence prevents the company from announcing electronically, announcement shall be made by publishing in the newspaper Nihon Keizai Shinbun.	
Date of incorporation	April 2, 1941	
Purpose(s)		
Number of unit shares		
Total of issuable stock		
Total, class, and number of outstanding stock		
Provision of issuance of stock certificates		
Amount of capital		
Name or appellation, address, and branch office of registered agent for shareholder list		
Issues on board members		
Provision of limited liability of external directors and the like to the company		
Branch offices		
Stock Acquisition Right		
Merger	Merged with Uni-Charm Petcare Corporation located at 3-5-27, Mita, Minato-ku, Tokyo on September 1, 2010 Registered on September 3, 2010	
Issues on company with a board of directors		
Issues on company with an auditor		
Issues on company with a board of auditors		

Reference No. * Those underlined show that they are items cancelled.

1/2

PATENT

REEL: 025302 FRAME: 0045

Issues on company with an accounting auditor	
Issues on registration record	

This is a document certifying that the above is the entire particulars which are recorded in the register, and are not withholding.

(Jurisdiction at Shikoku Chuo Branch Office, Matsuyama District Legal Affairs Bureau

September 28, 2010

Toda Branch Office, Saitama Legal Affairs Bureau
Register of Deeds

Masami KURODA (Seal)

履歴事項全部証明書

愛媛県四国中央市金生町下分182番地

ユニ・チャーム株式会社

会社法人番号 5022-01-000748

商号	ユニ・チャーム株式会社		
本店	愛媛県川之江市金生町下分182番地		
	愛媛県四国中央市金生町下分182番地	平成16年 4月 1日変更	
公告をする方法	電子公告の方法により行う。http://www.unicharm.co.jp/ir/ 当会社の公告は電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。		
会社成立の年月日	昭和16年4月2日		
目的	1. パルプの加工および販売 2. 紙の製造、加工および販売 3. ゴムの製造、加工および販売 4. 繊維の製造、加工および販売 5. 化学工業製品の製造および販売 6. ポリフィルム等の合成フィルムおよび綿の加工および販売 7. 医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器の製造、加工および販売 8. 化粧品、化粧品の製造、加工および販売 9. 装身具ならびに化粧用器具の製造、加工および販売 10. 日用品雑貨の製造、加工および販売 11. 玩具および育児用品の製造および販売 12. 飲食品の製造、加工および販売 13. 農業および農業用製品の製造、加工および販売 14. 樹木等林産物の栽培その他の緑化、造園事業 15. 木材の製造、加工および販売 16. 建築材料の製造、加工および販売 17. 室内装飾品の製造、加工および販売 18. 愛玩動物用の食品、医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器および飼育用品の製造、加工および販売 19. 情報処理および通信業務の受託ならびにソフトウェアの開発および販売 20. 在宅介護サービス事業 21. 前各号に関する機械装置および機器の製造、販売ならびに技術指導 22. 建設業法による各種建設工事の請負、設計、監督 23. 不動産の管理および賃貸業ならびに総合リース業 24. スポーツ、娯楽、観光、宿泊、売店等の施設およびこれらに関するその他施設の経営 25. 損害保険代理業および生命保険募集業 26. 倉庫業、道路運送事業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、および旅行業 27. 教育機材および教材の製作、売買ならびに学習塾その他各種教室の開設		

整理番号 165858

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/14

PATENT

REEL: 025302 FRAME: 0047

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	指導、援助およびこれらの経営 28. 広告事業、出版事業および各種催物の企画、実施 29. レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽および映像を録画した商品の企画、製造、販売、賃貸および輸出入に関する業務 30. 金融業 31. 労働派遣法による労働者派遣事業 32. 各種材料および商品の卸売業務 33. 各種材料および商品の輸出入業務 34. 前各号に関する技術、情報の売買およびコンサルタント業務 35. 前各号に附帯する一切の業務
単元株式数	100株
発行可能株式総数	2億7592万6364株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6898万1591株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記 平成21年1月5日廃止 平成21年1月9日登記
資本金の額	金159億9266万8928円
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 平成22年6月25日変更 平成22年7月9日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>高 原 慶 一 朗</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 慶 一 朗</u>	平成19年 6月26日重任
			平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 慶 一 朗</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 慶 一 朗</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 慶 一 朗</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成19年 6月26日重任
			平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 原 豪 久</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成19年 6月26日重任
			平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>岡 部 高 明</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 健 之 亮</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 健 之 亮</u>	平成19年 6月26日重任
			平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 健 之 亮</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 健 之 亮</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>中 野 健 之 亮</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	<u>取締役</u>	<u>森 信 次</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 信 次</u>	平成19年 6月26日重任
			平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 信 次</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 信 次</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>森 信 次</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 英 二</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 英 二</u>	平成19年 6月26日重任
			平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 英 二</u>	平成20年 6月25日重任
			平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 英 二</u>	平成21年 6月24日重任
			平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>石 川 英 二</u>	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	<u>取締役</u> 高井正勝	平成19年 6月26日就任
		平成19年 7月13日登記
	<u>取締役</u> 高井正勝	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
	<u>取締役</u> 高井正勝	平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月10日登記
	<u>取締役</u> 高井正勝	平成22年 6月24日重任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 二神軍平	平成22年 6月24日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 安藤吉良	平成22年 6月24日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>愛媛県四国中央市川之江町1712番地</u> <u>代表取締役</u> 高原慶一朗	平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月10日登記
	<u>愛媛県四国中央市川之江町1712番地</u> <u>代表取締役</u> 高原慶一朗	平成19年 6月26日重任
		平成19年 7月13日登記
		平成20年 6月25日退任
		平成20年 7月14日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役 高原 豪久	平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月10日登記
		平成19年 6月26日重任
		平成19年 7月13日登記
		平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役 高原 豪久	平成21年 6月24日重任
		平成21年 7月10日登記
		平成22年 6月24日重任
	東京都港区白金台一丁目1番21-608号 代表取締役 高原 豪久	平成22年 7月 9日登記
	監査役 宮 内 毅	平成16年 6月29日就任
		平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
	監査役 宮 内 毅	平成21年 6月24日辞任
		平成21年 7月10日登記
	監査役 平 田 雅 彦	平成16年 6月29日重任
		平成18年 7月10日社外 監査役の登記
		平成20年 6月25日重任
	監査役 平 田 雅 彦 (社外監査役)	平成20年 7月14日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	<u>監査役</u> <u>竹中治彦</u>	平成16年 6月29日就任
	<u>監査役</u> <u>竹中治彦</u> (社外監査役)	平成18年 7月10日社外 監査役の登記
	<u>監査役</u> <u>竹中治彦</u> (社外監査役)	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
		平成22年 6月24日辞任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>丸山茂樹</u>	平成17年 6月29日就任
	<u>監査役</u> <u>丸山茂樹</u>	平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
	<u>監査役</u> <u>井川和衡</u>	平成21年 6月24日就任
		平成21年 7月10日登記
	<u>監査役</u> <u>藤本公亮</u> (社外監査役)	平成22年 6月24日就任
		平成22年 7月 9日登記
	<u>会計監査人</u> <u>監査法人トーマツ</u>	
		平成18年 7月10日登記
		平成19年 6月26日重任
		平成19年 7月13日登記
		平成20年 6月25日重任
		平成20年 7月14日登記
	<u>会計監査人</u> <u>監査法人トーマツ</u>	平成21年 6月24日退任
		平成21年 7月10日登記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	会計監査人	あらた監査法人	平成21年 6月24日就任
			平成21年 7月10日登記
	会計監査人	あらた監査法人	平成22年 6月24日重任
			平成22年 7月 9日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月10日登記		
支 店	1	東京都港区三田三丁目5番27号	平成18年10月30日移転
			平成18年11月 7日登記
	2	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	
		大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号	平成22年 5月31日移転 平成22年 7月 9日登記
新株予約権	第1回新株予約権（ストックオプション） <u>新株予約権の数</u> 5839個 なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を運用する日については、(I)。(2)(i)の規定を準用する。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> 普通株式 58万3900株 <u>各新株予約権の発行価額</u> 無償 <u>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額</u> 57万3100円 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 <u>行使価額 金5731円</u>		

(I) 行使価額の調整

(1) 次の(i)又は(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$$

①行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む、以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

③自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(i) 上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ii) 上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)(i)及び(ii)に定める場合の他、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
ユニ・チャーム株式会社
会社法人等番号 5022-01-000748

合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権者は、新株予約権の行使時における当社普通株式の時価が8200円（当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整される。）未満の場合は、新株予約権を行使することができない。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

平成20年7月1日行使期間満了

平成20年 7月14日登記

第2回新株予約権（ストックオプション）

新株予約権の数

7442個

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を運用する日については、(1)、(2)(i)の規定を準用する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 74万4200株

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

57万200円

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額 金5702円

(1) 行使価額の調整

(1) 次の(i)又は(ii)の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

①行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「調整後行使価額適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後行使価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

③自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(i) 上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。この場合に1円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(ii) 上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)(i)及び(ii)に定める場合の他、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 ユニ・チャーム株式会社
 会社法人等番号 5022-01-000748

	(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該調整後行使価額適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 新株予約権者は、新株予約権の行使時における当社普通株式の時価が8200円（当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整される。）未満の場合は、新株予約権を行使することができない。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 (2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
	平成21年7月1日行使期間満了 平成21年 7月10日登記
費収合併	平成22年9月1日東京都港区三田三丁目5番27号ユニ・チャームペットケア株式会社を合併 平成22年 9月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 7月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 7月10日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 1月17日移記

愛媛県四国中央市金生町下分182番地

ユニ・チャーム株式会社

会社法人等番号 5022-01-000748

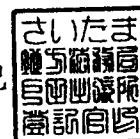
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(松山地方法務局四国中央支局管轄)

平成22年 9月28日

さいたま地方法務局戸田出張所
登記官

黒田正巳



整理番号 コ165858

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

14/14

PATENT

RECORDED: 11/03/2010

REEL: 025302 FRAME: 0060